立憲民主党 子ども・子育て政策集 (中間報告)

第一次 (主に就学前に関する政策)

立憲民主党 子ども・子育てPT

- 1. 立憲民主党の子ども・子育ての基本的な考え方
- 2. 待機児童対策
- (1)政府の問題点
- (2)立憲民主党の保育所等待機児童対策 ~無償化より全入と質の向上~
 - ① 保育の需要予測の実施と受け皿整備
 - ② 病児・病後児保育の拡充と「子の看護休暇制度」の拡充
 - ③ 学童保育の質・量の拡充
 - ④「保育士等処遇改善法案」の早期成立
 - ⑤ 保育士キャリアカードの創設
 - ⑥ 保育士の長時間労働の抜本的改善
 - ① 人件費比率の公表と評価基準への採用
 - ⑧ 潜在保育士の復帰の促進
 - ⑨「抜き打ちチェック」の実施
 - ⑩ 保育事故データベースの公開
 - ① 第三者評価制度
- 3. 子どものいのちと未来を守る政策
- (1)児童虐待ゼロ社会の実現
 - ①「児童相談所強化緊急法案」による児童福祉司の増員及び待遇改善
 - ② 児童相談所と関係機関との連携強化及び情報共有
 - ③ 子どもの権利擁護のしくみの構築
- (2)自治体による子ども・家庭支援体制の強化(日本版ネウボラ)
- (3)子どもの貧困対策強化
 - ① 子育て家庭への支援の拡充
 - ②「子どもの生活底上げ法案」による「児童扶養手当」の拡充
 - ③ 国民が信頼し安心できる生活保護制度へ
 - ④ 生活困窮者自立支援制度必須事業の拡充
 - ⑤ 子どもたちが安心して食べることができ、成長できる権利を

- (4)社会的養育環境の整備
 - ① 実親への養育支援
 - ② 社会的養育環境の整備
 - ③ 児童養護施設などの充実
- (5)被害を受けた子どもの保護
 - ①「性暴力被害者支援法案」による被害児童への支援
 - ② 被害児童の心理負担を軽減する司法面接の改善
 - ③ チャイルドデスレビューの徹底
 - ④ 子どもたちを見守り、サポートする体制の確立
 - ⑤ コールセンター機能の強化
- (6)子ども医療費助成と安全な予防接種・不妊治療への支援
 - ① 子ども医療費助成の国による制度化
 - ② 安全な予防接種の実現
 - ③ 不妊治療への支援
- (7) 就学前から学童期への連携
- (8)子どもの遊び場・体験を通じての育ちの支援
- (9)仕事と家庭(子育て)の両立が可能な雇用・就労環境の整備
 - ① 労働時間の適正化
 - ② 有給休暇の完全取得及び子どものための休暇の創設
 - ③ 男女の就労格差の是正
 - ④ 仕事と家庭の両立支援に取り組む事業者への支援
- 4. その他(学校教育分野)
 - ○学校でのケガや事故の防止
 - ○部活動の改善
 - ○すべての子どもたちの学びの保障

1.立憲民主党の子ども・子育ての基本的な考え方

私たち立憲民主党は子どもの権利条約に則り、

- ○子どもの権利と最善の利益を最優先とする子ども中心のチルドレン・ファーストの政策を実現します。
- ○社会全体で子どもの育ちを支援します。

2.待機児童対策

(1)政府の問題点

幼児教育の無償化の大前提は、待機児童の解消です。待機児童の解消なき幼児教育の一部無償化は、保育所等に入れた親子と入れない親子との間で格差を拡大し、子どもの間に不平等をもたらします。

また政府は最低基準を上回る安全基準を設定している自治体に対して、安全基準の 低下を招きかねない保育所等における臨時的な受け入れ増員を要請しており、保育の 「量」の拡大のために、保育の「質」を落とすことは絶対にあってはなりません。

(2)立憲民主党の待機児童対策~無償化より全入と質の向上~

待機児童を解消し、希望するすべての子どもたちに保育・教育の機会を保障します。まずは幼児教育の無償化より待機児童解消を優先させます。喫緊の課題としては、保育の質の確保の要となる保育士・幼稚園教諭などの待遇を改善し、給与を一律5万円引き上げ、処遇の抜本的改善を進めます。これにより人材不足を解消し、質の高い保育のプロを確保します。保育事故を防ぐために、「自治体による抜き打ちチェック」を義務化し、国が責任をもって保育の質を担保できるよう第三者評価を進めます。

大前提として、長時間労働の上限規制、インターバル規制を着実に進め、親子で過ご す時間をしっかり確保することができるようにします。

① 保育の需要予測の実施と受け皿整備

潜在需要も含め、保育の需要予測を適正に行い、希望するすべての子どもが入れる保育の受け皿整備を最優先とし、待機児童の早期解消をめざします。

- ② 病児·病後児保育の拡充と「子の看護休暇制度」の拡充 実施医療機関や連携医師の確保、病児保育室単体の開設、企業主導型保育 への病児保育加算など、病児·病後児保育の拡充を図ります。また小中学生も 対象とする「子の看護休暇制度」を拡充します。
- ③ 学童保育の質・量の拡充

学童保育指導員の常時複数配置と学童保育を必要とする子どもの受け入れを拡大します。

④「保育士等処遇改善法案」の早期成立

立憲民主党が提出している「保育士等処遇改善法案」により一人当たり月額5万円の給与を引き上げます。保育のプロとしての専門性に見合う給与を受け、社会的地位を高めることが出来るようにします。

⑤ 保育士キャリアカードの創設

保育士の継続的なキャリアとスキルを証明し、賃金の客観的な指標となるしくみを検討します。保護者などに対して保育士のキャリア、スキルの「見える化」を進めます。

⑥ 保育士の長時間労働の抜本的改善 保育士等の長時間労働や持ち帰り残業の実態を把握し、保育現場における長時 間労働を一掃します。

⑦ 人件費比率の公表と評価基準への採用 保育所等の人件費比率を評価基準として公表します。これらを用いて、保育士等 の処遇改善が確実に行われているかをチェックします。

⑧ 潜在保育士の復帰の促進

保育士を続けながら子育てができるようワークライフバランスを実現します。キャリアカードの活用等により、潜在保育士の復帰を促します。

⑨「抜き打ちチェック」の実施

地方自治体は保育所等に事前通告せずに効果的な立ち入り調査を実施します。 通報窓口を充実させ、保育所等の質をチェックします。自治体だけでなく民間監 査も活用し、保育の質を確保します。

⑩ 保育事故データベースの公開

すべて(私立幼稚園を含む)の子どもの保育と教育に関わる機関の保育事故のデータベース化と個人識別情報以外の黒塗りになっている情報の公開や時期、時間等の情報を追加します。自治体による保育事故第三者検証委員会の設置を促進します。

① 第三者評価制度

保育所等について第三者評価を実施し、自治体の情報公開を進めます。保護者が施設の情報を得た上で保育所等を選べる体制にする。監査や評価の方法は国で一元化します。

3.子どものいのちと未来を守る政策

(1)児童虐待ゼロ社会の実現

児童虐待死亡件数は年間 50 件を超えており、児童相談所の虐待相談対応件数も 急増するとともに内容も多様化・複雑化しています。この間取り組みを強化しているにも 関わらず、人員体制の強化が追いついていません。未来ある幼い命を守るため、早急に

専門職員の増員と機能強化を図ります。

- ①「児童相談所緊急強化法案」による児童福祉司の増員及び待遇改善 一人あたりの対応相談件数の適正化が急務であり、「児童相談所緊急強化法案」 を成立させ、政府による児童福祉司等の増員計画を前倒しして取り組むとともに、 相談対応件数の増加と内容の複雑化を考慮し、更なる配置基準の見直しと非常 勤の相談対応職員の常勤化及びその他待遇改善等を図ります。児童心理司など 専門職員の適正配置も強化します。
- ② 児童相談所と関係機関との連携強化及び情報共有 児童相談所、家庭裁判所、警察、自治体、医療機関、教育機関等関係機関や 地域との連携強化及び情報共有を促進します。とりわけ、児童虐待防止法を改 正し、転出等に伴う情報引継ぎの通知を徹底します。
- ③ 子どもの権利擁護のしくみの構築 子どもの権利を保障するため、第三者的立場で相談、調整、支援する機関の設 置拡大が求められています。こうした機能を有する子どもの権利擁護センター等 子どもの最善の利益を考えた、子どもの権利擁護のしくみをつくります。

(2) 自治体による子ども・家庭支援体制の強化(日本版ネウボラ)

児童虐待死亡事件の半数以上が0歳児である実態を踏まえ、市町村における子育て世代包括支援センターの体制・機能強化を図る。また「産後ケアセンター設置法案」により出産直後から母子のケア・支援を提供するショートステイ型産後ケアセンターの設置を推進し、助産師をはじめとする専門職のサポートにより、母体及び乳児のケアを行い、母子の生活リズムを作ります。育児に関する相談、指導、助言その他の援助により、産後うつの予防、乳幼児への虐待防止を進めます。生活している地域における育児情報の提供と母親同士の交流の場を提供し、育児の孤立を防止します。

(3)子どもの貧困対策強化

すべての子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく夢と希望をもって成長していくことができる社会の実現を目指し、ひとり親家庭に対する支援や、生活保護世帯の子どもの進学支援など、子どもの貧困対策に全力で取り組みます。また、生活に困窮する家庭に対する育児・生活支援や就業支援を充実させるとともに、居場所づくりにより孤立を防ぐなど、個々の家庭の実情に応じた支援を行います。

- ① 子育て家庭への支援の拡充 安心して子育てをできるよう、子育て世帯の経済負担を軽減し、子どもたちの健や かな成長に資するため、子どもたちに給付される手当を増額します。
- ②「子どもの生活底上げ法案」による「児童扶養手当」の拡充 わが国のひとり親家庭の貧困率はOECD加盟国の中で最悪水準にあることから、

「子どもの生活底上げ法案」によりひとり親家庭に対する「児童扶養手当」の支給月額を1万円増額するとともに、支給期間を20歳未満(現行18歳)まで延長し、ひとり親家庭の子どもの大学や専門学校等への進学希望を後押しします。また支払は毎月(政府案は2か月ごと)に改めることで、月ごとの収入のばらつきをなくし、ひとり親家庭の家計の安定を図ります。

③ 国民が信頼し安心できる生活保護制度へ

生活保護制度は、憲法第 25 条に基づく最後のセーフティネットであり、捕捉率が低い現状に鑑み、生活保護を必要としている人が確実に受けられるようにするとともに、現行の生活保護基準が健康で文化的な最低限度の生活を営むのに足りるものとなっているのか運用の実態調査・検証・見直しを行い、全ての国民の生活の安心を確保します。

生活保護世帯の子どもの大学や専門学校への進学の妨げとなっている世帯分離の運用を改善し、生活保護を受けながら大学等へ通うことができるようにすることで、貧困の連鎖を断ち切ります。

④ 生活困窮者自立支援制度必須事業の拡充

さまざまな事情により就職や就労継続が困難な保護者への相談・生活・就労支援 の強化、とりわけ生活困窮者自立支援制度における必須事業の自立相談支援に 加え、任意事業である就労準備支援、家計相談支援や子どもの学習支援などの 拡充と早期の必須事業化を図ります。

⑤ 子どもたちが安心して食べることができ、成長できる権利を 子どもの相対的貧困が問題になっており、十分に食べられない子どもたちや、DV、 ネグレクトの被害に遭っている子どもたちに、安心して食べ、遊び、学び、眠れる場 所を提供できるよう支援策を充実します。さらに児童や保護者などが学校や家庭、 地域などで多様な形で、食の安全や食の大切さを実感できる食育プログラムを受 けられるようにすることが必要です。

(4)社会的養育環境の整備

社会全体で子どもたち一人ひとりの成長を支えるしくみを構築します。

① 実親への養育支援

子どもの成長発達を保障するため、家庭的養育優先の理念を尊重し、まずは実 親による養育を支え、子育て支援のほか子どもと過ごす時間の確保や子どもの生 活時間を尊重した保護者の働き方の改善等保護者の取り巻く環境整備に努めま す。

② 社会的養育環境の整備

実親による養育が困難であれば、子どもの時間感覚を尊重し、裁判所が早期に

介入できるよう期間を設定するなども含め、親子分離、代替養育として特別養子縁組による永続的解決(パーマネンシー保障)や里親による養育等を推進する社会的養育環境を整えます。

③ 児童養護施設などの充実

家庭的な養育環境を確保するため、乳児院併設型の小規模児童養護施設を整備する。また施設退所後の安心な居場所や相談機能など自立支援を強化します。

(5)被害を受けた子どもの保護

- ①「性暴力被害者支援法案」による被害児童への支援 「性暴力被害者支援法案」により、ワンストップセンター化や専門職員の配置など 性暴力の被害を受けた子どもに対する支援を強化します。性及び妊娠・出産に 関する知識の教育・理解を深めます。
- ② 被害児童の心理的負担を軽減する司法面接の改善

児童が刑事事件に巻き込まれ、被害者あるいは目撃者などとなったとき、現状では児童相談所職員・医療関係者・警察官・検察官など異なる立場の聴取者から繰り返し事情聴取を受けることが少なくありません。あわせて、繰り返しの事情聴取は児童の供述内容の変遷を招く要因ともなり、変遷を理由に当該児童の供述の信用性が否定されることもあります。必死に真実を語ろうとする児童の供述の信用性が否定されることは、できる限り減らすべきです。児童にとってフラッシュバックによる PTSD 等を防ぐために、児童の心理的・身体的負担を軽減し尊厳を守るとともに真実を発見するため、犯罪に巻き込まれた児童をとりまく全ての関係者が連携し、ごく限られた回数で効果的な事情聴取を可能とする「司法面接制度」を改善します。

司法面接ならびに身体的被害の把握のために、警察庁・法務省・厚労省の三者連携を、担当者レベルのアドホックなものから常設の協議体に格上げすること及びその中に司法面接に特化したチームを設置することを求めます。また、虐待などの犯罪被害を受けた子どもの心身のケアのためにも、あるいは身体的被害を見逃さずに必要な事情聴取を適切に行うためにも、三者連携にあわせて医療従事者との連携を進めます。

児童が被害を受けた事件の刑事裁判において、司法面接による録音・録画や 供述調書は、原則「伝聞証拠」として扱われています。せっかく被害から間もない 段階で子どもをケアしながら供述を得ても、証拠採用されず、結局法廷における 証言を強いられる負担をいかに少なくすることができるか、被告人側の反対尋問 権の保障に配慮しつつ、今後検討を進めます。

③ チャイルドデスレビューの徹底

事故や虐待で死亡した子どもの事例を記録・検証をするチャイルドデスレビュー を徹底し、再発防止につなげます。

④ 子どもたちを見守り、サポートする体制の確立

いじめ、虐待、ネグレクト、貧困、遊ぶ時間や場所の喪失、交通事故、不審者など、子どもたちを巡る環境は厳しいものがあります。そこで、学校や保育所等、幼稚園だけでなく、養護教員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、学校医(医科、歯科)や地域の医療機関、地域の福祉機関やNPO、児童相談所、居場所(児童館・学童保育・プレーパークなど)が連携できる仕組みをつくり、子どもたちがどこに相談しても、あるいは誰が発見してもワンストップで保護し、状況を改善し、子どもたちを見守りサポートする体制を整えます。

⑤コールセンター機能の強化

現在、児童相談所や市町村等にばらばらに寄せられている虐待の通告を一括して受理し、専門家が虐待の種別を判断し、緊急度・重症度を判別したうえで、適切な保護・調査機関に振り分けることができるコールセンターを設置します。

(6)子ども医療費助成と安全な予防接種・不妊治療への支援

① 子ども医療費助成の国による制度化

子どもの医療費は、地方単独事業となっており、現在自治体の財政力等によって、対象範囲、所得制限等に違いがあり、自治体間での医療費助成の拡大競争が激しくなってきています。そもそも子どもは健やかにかつ安全に育つ環境が保障されるべきものであり、国においてナショナルミニマムとして、統一的な医療費助成制度とします。子育て家庭などの経済的負担を軽減するとともに、歯科も含め早期受診により重症化を予防し、健やかな成長を促進します。国・県・市町村がそれぞれ応分の負担により中学卒業まで原則無料化を実施します。また国保における減額調整措置はこれを廃止します。あわせて学校管理下でのけが等については、独立行政法人日本スポーツ振興センターによる災害共済給付を適切に利用するよう促します。

② 安全な予防接種の実現

ワクチンは現にある疾病を治療する薬剤とは異なり、将来疾病に罹患する可能性に基づき予防のために健康体に接種するものです。したがって、より高い安全性と有効性が求められます。

接種に当たっては、有効性だけでなく、副反応の危険性についての情報提供を 義務づけます。これまで様々なワクチン禍に学び、重篤な副反応被害の発生に 当たっては速やかに接種を中止するとともに、因果関係の検証に拠らずとも相当 な蓋然性があれば速やかに救済を図ります。

米国の「予防接種諮問委員会」(ACIP)やドイツの「常設予防接種委員会」(STIK

O)等のように、わが国においても、同様の予防接種に係る副反応の集積、評価、 検討をする第3者組織を早急に設置します。

子どもの成長に合わせ、限られたワクチンの接種可能時期に適正・確実に接種がされるように、子どもや保護者に無理のない、ワクチン接種のスケジュールが組めるよう、国としても接種率向上を促進します。

③ 不妊治療への支援

2014年4月1日以降、初めて助成を受ける妻の年齢が40歳未満の場合、年間助成回数と通算助成期間の限度は廃止され、通算助成回数は6回までとなりました。その後40歳以上43歳未満の場合通算3回まで、43歳以上の場合は助成対象外となりました。改定前は対象年齢に限度はなく、通算助成回数も10回であり、この間年齢制限や回数の制限が厳しくなりました。

不妊に悩む方々への支援は少子化対策の一環であり、更なる助成制度の拡充の検討を進めます。現下の晩婚化・晩産化の傾向に鑑み、年齢 43 歳以上を一律に助成対象外とすることについても、不妊に悩む方々からの意見を聴取した上で見直しを進めます。

不妊治療は、経済的な負担に加え、精神的・肉体的な負担も大きく、かつ通院のため仕事との両立が困難となるなど、不妊治療を断念せざるを得ない方が増えている現状への対応を進めます。

(7)就学前から学童期への連携

子どもの最善の利益を考えた遊びや生活を保障します。学童保育について、必要とする子どもが、必要とする期間通い続けることを支えるために、指導員の常時複数配置し、保育時間前後の準備時間も勤務時間に繰り入れます。さらに子どもとの安定的なかかわりが継続できるよう指導員の長期的安定的な雇用確保と研修を実施します。

(8)子どもの遊び場・体験を通じての育ちの支援

子どもが安心して十分に遊べる環境は、子どもの心と体が健全に育つために必要不可欠な要素です。子どもの遊び・さまざまな体験を通じて、生きる力を蓄える居場所・体験の機会を整備します。冒険遊び場(プレーパーク)、ボール遊び木登り・ものづくり等子どもの創意工夫による遊び場の整備促進や自然体験・農業体験の機会を確保し、子どもたち同士、異世代とのかかわりをもち、人や自然の中で十分に遊びながら、主体的かつ自律的に、自分の人生を生きる力を醸成します。

(9)仕事と家庭(子育て)の両立が可能な雇用・就労環境の整備

子どもにとっての生活時間と生活習慣の獲得、情緒の安定、安心できる居場所を保

障するためにも、保護者が子育てと仕事を両立できる社会をつくります。

① 労働時間の適正化

原則 1 日 8 時間週 40 時間以内勤務で安定的な生活が営める雇用と待遇を実現します。残業時間上限の徹底と原則 11 時間以上の勤務間インターバルを実現します。絶対週休(最低 7 日に 1 日)等の確保など、働く者のための真の働き方改革の推進による「ワークライフバランス実現社会」を達成します。

- ② 有給休暇の完全取得及び子どものための休暇の創設 有給休暇の自由な取得はもとより、家族(とりわけ子ども)のための休暇や休業制度の整備と、その取得が男女や雇用形態等の差別なく可能な就労環境を確立します。出産・育児休業が男性も女性も取得可能な就労環境整備と、とりわけ男性の取得促進策の推進、また出産費用ゼロの確立と育児休業給付のさらなる拡充します。
- ③ 男女の就労格差の是正 男女間の就労・賃金格差を是正し暮らしを底上げします。同一価値労働同一賃 金の実現に正規非正規間格差を是正します。
- ④ 仕事と家庭の両立を支援に取り組む事業者への支援 テレワーク・やむを得ず退職した社員の再雇用制度、育休の延長や時短勤務な ど事業者独自の仕事と家庭の両立の取り組みを支援します。

4. その他(学校教育分野)

○学校でのケガや事故の防止

日本では学校でのケガや事故に関しての報告義務がなく、十分な情報の収集、 分析、対策の検討が行われているとは言えない状況です。特に死亡や後遺症障害、入院を要するケガなどの重大な事故・ケガが発生した場合は、速やかに自治体(教育委員会)や国(文科省)等に報告し、地域の専門家や機関とも連携して対応する態勢を確立します。必要なデータを収集し、それを元に専門家の力も借りながら子どものケガや事故、様々な被害に関する傾向と対策をまとめ、また、学校安全に関わる指導の基準を定めこれを実行して行く体制を整えます。

○部活動の改善

部活動は、その実施に関しての規定は殆ど存在せず、そのために様々な課題が生じています。例えば、放課後一斉に活動するため、学校施設も教員などの指導者も常に不足し、指導にあたる教員も当該競技の経験がないケースもあり、「ボランティア」での指導のため事故が起きた時の責任も曖昧です。また、近年は部活に対する保護者の要求も高まり、教員や生徒の部活への拘束時間が長くなっている傾向も見られます。

部活動は本来、生徒の自由意思で参加するものであり、教員も生徒も参加を

強制されてはならず、練習時間も過度とならないように、また、学校の部活だけでなく、地域のクラブ活動やボランティア活動なども生徒が選択できるよう配慮するが大切です。その上で、1)部活運営に関しての安全基準を競技・活動毎に作成します。中でも砲丸投げや槍投げ、ハンマー投げ、器械体操、武道など安全性に課題の大きい競技については、施設や安全指導などの基準をクリアしなければ活動を見合わせることも検討します。2)指導者に関しては、当該競技の安全対策の他、セクハラ・パワハラ講習や指導者の心理カウンセリング等を含めた、指導者講習を段階的に義務化します。3)また競争主義から脱却し、生徒の居場所や仲間づくりのための部活への転換を進めます。4)活動時間の削減を進め、生徒や教員の負担軽減を進めていきます。

○すべての子どもたちの学びの保障

学校給食・学級費の無償化、いじめ・不登校への対応強化、障がい・医療的ケア児への支援、給付型奨学金の拡充などについて検討を深め、すべての子どもたちの学びを保障します。